

# 蔵王緑の騎士団規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団は「蔵王緑の騎士団」（以下「本団」という）と称する。

(事務局)

第2条 本団の事務局は、活動拠点となる山形県山形市又は上山市の蔵王地区内に置く。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本団は、蔵王地区における森林環境の保全と次代を担う子供たちへの環境教育及び森林とのふれあいの推進を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本団は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 森林パトロール活動による動植物の保護及び入山マナーの指導
- ② 清掃活動等の森林環境美化活動による環境保全
- ③ 蔵王地区のフィールドを活用した環境教育の実践・指導
- ④ 森林環境保全活動に関する講習会・研修会の開催
- ⑤ 関係団体との協力及び交流活動
- ⑥ その他、本団の目的に必要な活動

(活動範囲)

第5条 本団は、主たる活動範囲として蔵王地区の1, 300m以上の森林を対象として環境保全活動を行う。

ただし、一部の環境教育活動等については、1, 300m以下の森林等を活用して行うこともできる。

## 第3章 組織

(構成)

第6条 本団は次の団員をもって構成する。

- ① 個人団員 本団の目的に賛同して入団した者。
- ② 賛助会員 本団の目的に賛同し、寄付等により援助を申し出た個人及び団体等。
- ③ 名誉会員 環境保全活動に関する経歴・見識・功績等に鑑み、本団の指導等に貢献できる者で、幹部会で承認を受けた個人。

(入団手続き)

第7条 本団に入団を希望する者は、別途に定める入団申込書に所定の事項を記載のうえ、写真2枚と年会費を添えて提出する。

なお、名誉団員については、年会費を免除できる。

(資格喪失)

第8条 団員に団の信頼を損ねる行為があったとき、退団届けが提出されたとき、長期にわたり会費を滞納したときは団員資格を喪失する。

## 第4章 役員

(幹部会役員)

第9条 本団を運営する幹部会は次の役員をもって構成し、定められた任務を行う。

- ① 団長 団を代表し、団を総括する任務を行う。
- ② 副団長 団長を補佐し、団長に事故ある場合はその職務を代行する。
- ③ 事務局長 事務管理、各行政機関との調整及び資金調達事務等を行う。
- ④ 事務局次長 事務局長を補佐し、他に機材・事務所等の管理業務を行う。
- ⑤ 企画部長 活動計画の企画・開催及び参加体制の確保等を行う。
- ⑥ 指導部長 現地活動の指揮・指導及び安全対策の確保等を行う。
- ⑦ 広報部長 広報活動・情報収集及び団の活動記録等の保存等を行う。

(幹部会役員を選出)

第10条 幹部会役員を選出については、次により定める。

- ① 団長、副団長、事務局長については、総会で選出する。

- ② 事務局次長については、事務局長が選任する。
- ③ 企画部長、指導部長、広報部長については、前条の①～④の役員が指名し、総会で承認を得る。欠員が生じた場合は補充することとし、幹部会で承認を得る。

(任期)

- 第11条 幹部会役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補充により選出された幹部会役員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 3 幹部会役員は任期満了でも後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問)

- 第12条 本団に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は団長が委嘱する。
  - 3 顧問は団長が要請した場合は、幹部会等に参加することができる。
  - 4 顧問の任期は、団長の任期と等しくする。ただし再任は妨げない。

(監査委員)

- 第13条 監査委員は本団の会計を監査する。
- 2 監査委員は1名とし、総会で選出する。
  - 3 監査委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第5章 会議

(会議の種類)

- 第14条 本団に次の会議を置く。
- ① 総会
  - ② 幹部会
  - ③ 専門部会

(総会)

- 第15条 総会は定期総会と臨時総会として、団員の過半数の参加をもって成立する。ただし、委任状の提出をもって出席に代えることができる。
- 2 総会は年1回、11月に開催することとし、団長が招集する。
  - 3 次の場合は、臨時総会を開催することができる。
    - ① 団長が必要と認めた場合
    - ② 団員の3分の1以上の要求があった場合
  - 4 総会は次の事項について審議・決定する。
    - ① 活動計画などの基本事項に関すること。
    - ② 予算・決算の承認等に関すること。
    - ③ 役員等の選出に関すること。
    - ④ 諸規定の議決等に関すること。
    - ⑤ その他、必要事項に関すること。
  - 5 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(幹部会)

- 第16条 幹部会は団長が必要に応じて招集する。
- 2 幹部会は5名以上の出席により成立し、議事は過半数をもって議決する。

(専門部会)

- 第17条 専門部会は各部長が活動推進のため、必要に応じて招集する。
- 2 専門部会には、必要に応じて幹部役員の出席を要請できる。

## 第6章 会計

(経費)

- 第18条 本団の経費は、次をもって充てる。
- ① 会費
  - ② 寄付金
  - ③ 補助金
  - ④ その他の収入

(会計年度)

- 第19条 本団の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日に終わる。

(会費)

- 第20条 本団の会費は、次の通りとする。
- ① 個人会員 (年額) 3,000円
  - ② 賛助会員 (年額1口) 20,000円
  - ③ 名誉会員 (年額) 3,000円 (ただし、免除することもできる。)

## 第7章 規約

(規約の改正)

- 第21条 この規約を改正するときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(細則)

第22条 この規約の施行に関して必要な諸規定及び運用については、幹部会において定めることができる。

付則 この規約は平成17年5月30日から施行する。

平成20年11月30日一部改正

平成28年11月20日一部改正

令和5年11月12日一部改正